

谷山第二地区

第29号

区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課

〒891-0194

鹿児島市谷山中央四丁目4927番地

谷山支所3階

谷山第二地区係

TEL099-269-8436(直通)

工事係

TEL099-269-2141(直通)

補償係

TEL099-269-8437(直通)

谷山駅周辺地区係

TEL099-269-8435(直通)

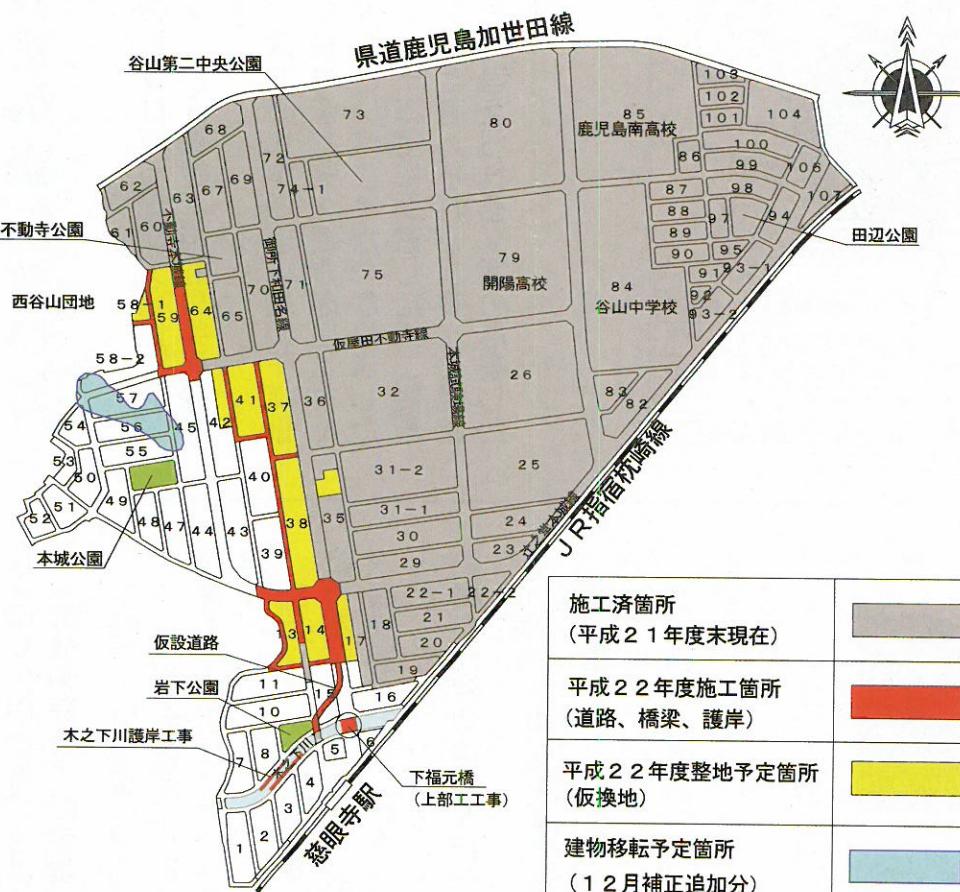
谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、皆様方のご理解とご協力をいただき、建物移転や道路築造工事等を進めております。当事業におきましては、国庫補助金の追加から、十二月補正予算等で建物移転補償費等を増額して、事業費を約十九億七千万円としました。

【補正の概要】

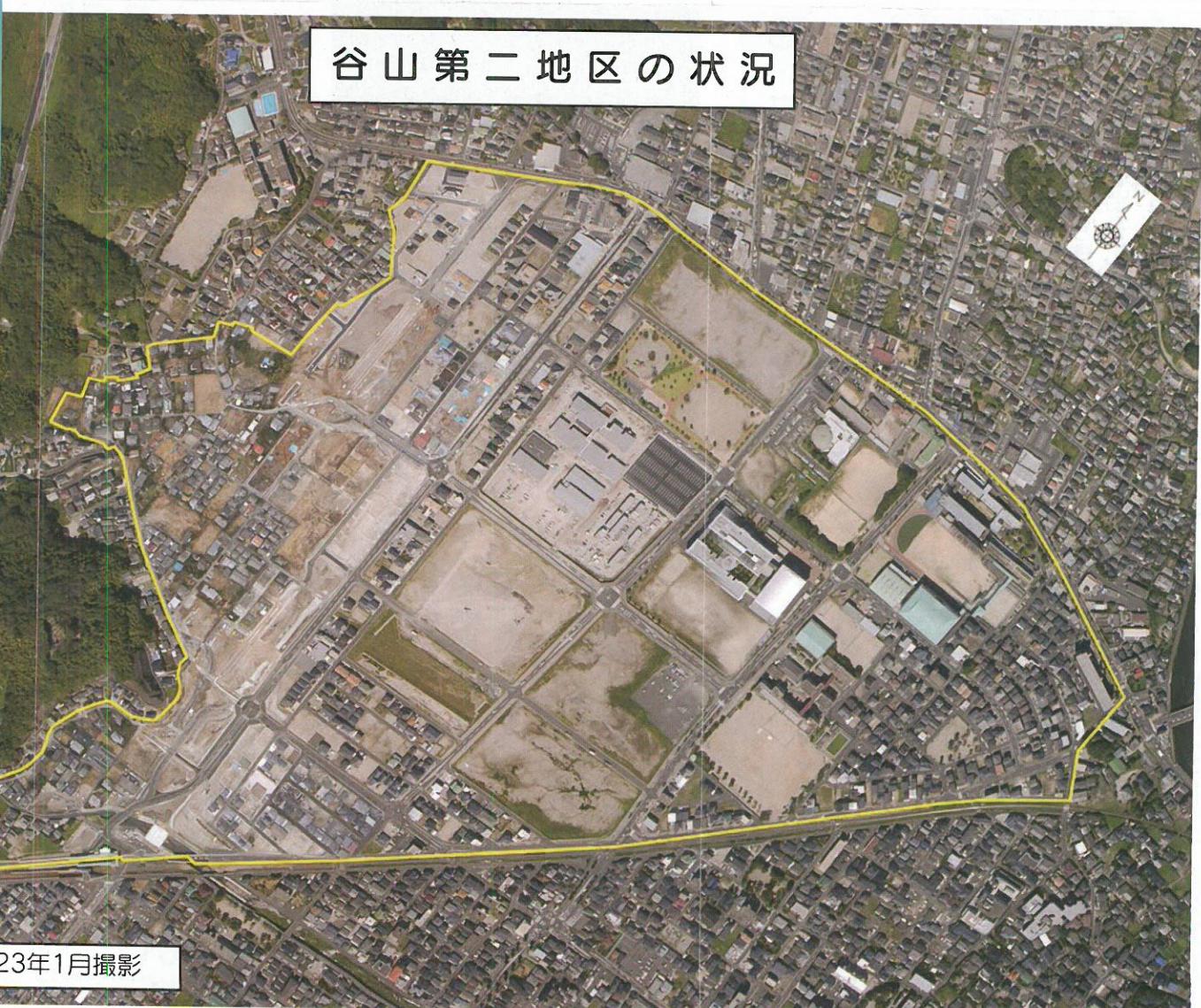
- 建物移転 当初四八棟→七〇棟
- 【平成二十三年三月末の進捗見込み】

- 進捗率 事業費ベース 約八七%
- 建物移転率 約八五%

なお、左の図において、今年度予算で道路等の公共施設の施工箇所につきましては、赤で着色している部分で、宅地の整地を予定している箇所につきましては、黄色で着色している部分です。また、水色で着色してある部分が十二月補正予算で補償費を追加し、建物移転を予定している部分です。今後も引き続き、工事及び建物移転を行つてまいります。皆様方に何かとご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。



平成二十一年度の事業進捗について



第28回全国都市緑化かごしまフェア
花かごしま2011
平成23年3月18日(金)~5月22日(日)

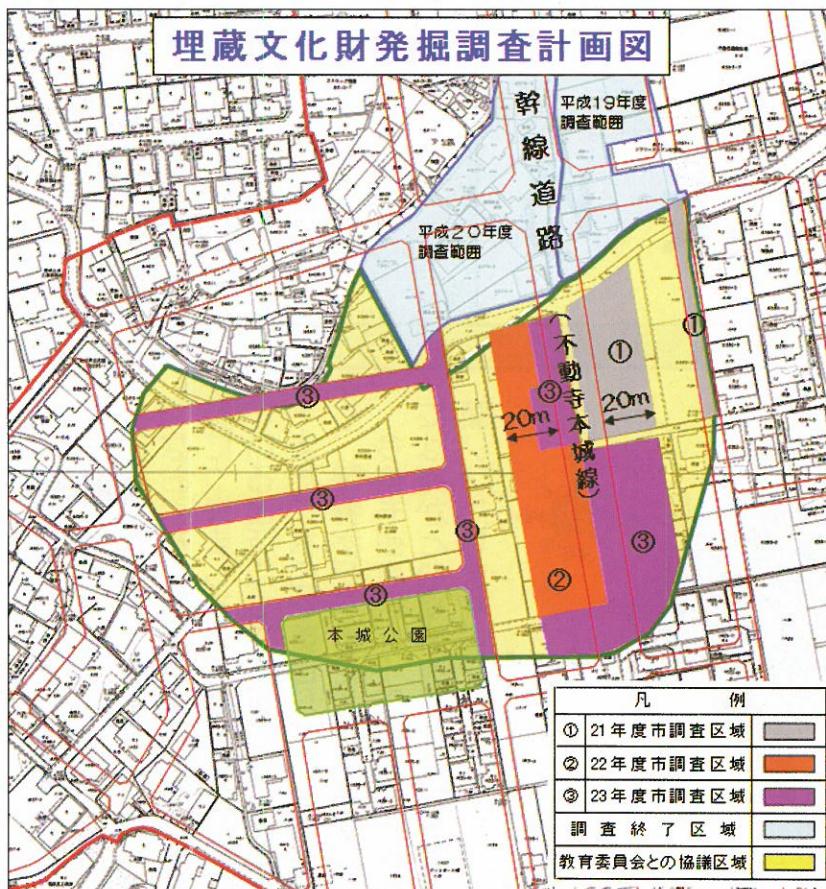
第28回全国都市緑化かごしまフェア
(愛称:花かごしま2011)は、九州新幹線全線開業にあわせて、県立吉野公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドを中心に、左記の66日間にわたり開催する花と緑の博覧会です。



埋蔵文化財の発掘調査について

谷山第一地区土地画整理事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査につきましては、昨年度に引き続き、市教育委員会で発掘調査を実施しております。

これまでの調査結果では、縄文時代中期末（約四千年前）から鎌倉時代初め（約八百年前）まで先人達が永きにわたり生活を営んでいた遺跡であることがわかりました。今回の発掘調査では、平成二十年度に調査した第二調査区で見つかった江戸時代のものと考えられる水路状の溝跡の延長部分や鎌倉時代のものと考えられるV字の形をした溝跡が二条見つかっています。



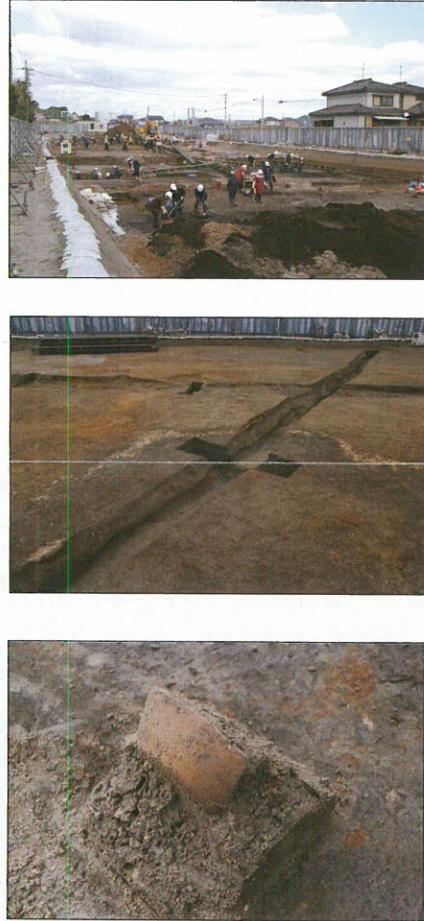
◎埋蔵文化財発掘調査計画図の中の「教育委員会との協議区域」(黄色の部分)の宅地について(お願い)

埋蔵文化財包蔵区域内に仮換地されている宅地につきましては、文化財発掘調査に伴い、仮住居期間が通常（二年程度）より長くなりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

また、上記の調査計画図の黄色で着色している区域内で建築行為を行う場合は、教育委員会との協議が必要となります。木造家屋などで地中部分を乱さない場合は調査を必要としませんが、鉄筋コンクリート構造等を計画されている場合は、教育委員会が確認調査を行うことになりますので、早めに申し出てください。

なお、土地を売買する場合、不動産売買契約書等の書面には、特記事項として「文化財包蔵区域内の土地である。」ことを明記するなど、相手方に対しても周知してください。

現在の権利者については、発掘調査に係る費用負担等が発生する場合があります。
詳しくは、「谷山第一地区係」にお問い合わせください。



仮換地の売却について

土地画整理事業施行区域内の土地の売買については、特に制限はありませんが、鹿児島市有地（小宅地対策用地・換地操作用地）の譲渡申込みをしている方は、仮換地の新たな所有者（買われる方）にこれを引き継いでいただくことになりますので、仮換地の売買にあたっては、そのことを新たな所有者によく理解していただき承してもらう必要があります。この場合、普通財産譲渡申込書等書類の提出をしていただく必要がありますので、売買を行つ際には、必ず「谷山第一地区係」へご連絡ください。

調査期間中は、遺跡内の見学をすることができますので、教育委員会の文化課または現場事務所までお問い合わせください。

教育委員会文化課

電話（〇九九）二二一七一九六二

発掘現場事務所

電話（〇九九）一六六一四三七七

共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方についてます。持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行つておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。

① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
② 換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して、單有名義にする方法
なお、鹿児島市は名義変更はできません。

仮換地指定を受けている土地の分筆登記について

土地画整理事業施行区域内の土地の分筆については、

- ① 従前地の区画が明らかである場合は、実測して分筆することができます。
- ② 従前地の区画が明らかでない場合は、仮換地指定を受けた土地については、法務省の通知により平成十六年六月から施行者である鹿児島市と協議することにより、分筆が可能です。

詳しくは、「谷山第一地区係」へご連絡ください。

みなさまへのお願い

● 登記名義人が変わったとき。
(登記簿謄本の写しを添付してください)

● 住所を変更したとき。
代理人を定めたとき。

● 借地権の申告をするとき。
(他人名義の土地に建物などを所有する人)

● 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。（七六条許可）
このような場合は、届出又は許可が必要になりますので、詳しくは「谷山第一地区係」にお問い合わせください。